

神奈川県警察情報セキュリティ委員会等運営要綱の制定について

(平成 24 年 11 月 21 日例規第 45 号 / 神情発第 815 号)

改正 平成 25 年 3 月 29 日例規第 24 号神務発第 408 号 平成 26 年 3 月 12 日例規第 13 号神情発第 151 号
平成 28 年 4 月 28 日例規第 27 号神務発第 572 号 平成 29 年 12 月 26 日例規第 46 号神情発第 662 号
平成 30 年 3 月 30 日例規第 9 号神務発第 468 号 平成 31 年 3 月 26 日例規第 4 号神務発第 366 号

各所属長宛て 本部長

このたび、別添のとおり神奈川県警察情報セキュリティ委員会等運営要綱を制定し、平成 24 年 12 月 3 日から施行することとしたので、部下職員に周知徹底し、運用上誤りのないようにされたい。

おって、神奈川県警察情報セキュリティ委員会運営要綱の制定について(平成 17 年 3 月 23 日 例規第 9 号、神情発第 204 号)は、廃止する。

別添

神奈川県警察情報セキュリティ委員会等運営要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、神奈川県警察情報セキュリティに関する規程(平成 17 年神奈川県警察本部訓令第 4 号)第 4 条第 3 項の規定に基づき、神奈川県警察情報セキュリティ委員会(以下「委員会」という。)の運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員会)

第 2 条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織し、その構成は、別表第 1 のとおりとする。

2 委員会は、次に掲げる事項について審議することを任務とする。

- (1) 管理対象情報の分類及び対策の基準に関すること。
- (2) 警察情報システム等及び管理対象情報に係る情報セキュリティが侵害された場合の再発防止対策に関すること。
- (3) その他警察情報システム等及び管理対象情報に係る情報セキュリティに関する事項で委員長が重要と認める事項に関すること。

3 委員長は、必要に応じて委員会の会議を招集し、議事を主宰する。

4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し委員会への出席を求めることができる。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

6 その他委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が別に示す。

(幹事会)

第 3 条 委員会に、幹事会を置く。

2 幹事会は、幹事長及び幹事をもって組織し、その構成は、別表第 2 のとおりとする。

3 幹事会は、次に掲げる事項について審議等を行うことを任務とする。

- (1) 委員会に付議する原案に関すること。
- (2) 情報セキュリティ監査実施計画(神奈川県警察情報セキュリティ監査実施要綱の制定について(平成20年12月22日 例規第61号、神情発第2314号)第7条に規定するものをいう。)に関すること。
- (3) 警察情報システム等及び管理対象情報に係る情報セキュリティに関する監査結果に基づく対策の実施に関すること。
- (4) その他警察情報システム等及び管理対象情報に係る情報セキュリティに関すること。

4 前条第3項及び第4項の規定は、幹事会の運営について準用する。

5 幹事長は、幹事会において審議等を行った結果について、委員長に報告するものとする。

(検討部会)

第4条 幹事会に、検討部会を置く。

2 検討部会は、部会長及び部会員をもって組織し、部会長は総務部情報管理課長を、部会員は部会長の指名する者をもって充てる。

3 検討部会は、幹事長の指示を受けて前条第3項各号に掲げる事項について、専門的な検討及び研究を行い、その結果を幹事長に報告することを任務とする。

4 部会長は、必要に応じて検討部会の会議を招集し、議事を主宰する。

(合議)

第5条 委員会において決定し、又は承認された事項は、神奈川県警察行政文書管理規程(昭和57年神奈川県警察本部訓令第12号)第15条第2項の規定により、関係所属長への合議の全部又は一部を省略することができる。

(庶務)

第6条 委員会、幹事会及び検討部会の庶務は、総務部情報管理課において処理する。

附 則

附 則(平成25年3月29日例規第24号神務発第408号)

附 則(平成26年3月12日例規第13号神情発第151号)

附 則(平成28年4月28日例規第27号神務発第572号)

附 則(平成29年12月26日例規第46号神情発第662号)

附 則(平成30年3月30日例規第9号神務発第468号)

附 則(平成 31 年 3 月 26 日例規第 4 号神務発第 366 号)

別表第 1(第 2 条関係)

神奈川県警察情報セキュリティ委員会

委員長	総務部長
副委員長	情報管理課長
委員	総務課長 広報県民課長 会計課長 警務課長 監察官室長 生活安全総務課長 サイバー犯罪捜査課長 地域総務課長 刑事総務課長 組織犯罪対策本部組織犯罪 分析課長 交通総務課長 運転免許本部運転免許課長 公安第一課長 横浜市警察 部副部長 川崎市警察部副部長 相模原市警察部副部長 相模方面本部副本部長 サイバーセキュリティ対策本部副本部長 警察学校副校長 警務課企画室長 関東 管区警察局神奈川県情報通信部通信庶務課長 関東管区警察局神奈川県情報通信部 情報技術解析課長 その他委員長が指名する者

別表第 2(第 3 条関係)

幹事会

幹事長	情報管理課長
幹事	総務課課長代理 広報県民課課長代理 会計課課長代理 警務課課長代理 監察官 室室長代理 生活安全総務課課長代理 サイバー犯罪捜査課課長代理 地域総務課 課長代理 刑事総務課課長代理 組織犯罪対策本部組織犯罪分析課課長代理 交通 総務課課長代理 運転免許本部運転免許課課長代理 公安第一課課長代理 横浜市 警察部担当管理官 川崎市警察部担当管理官 相模原市警察部担当管理官 相模方 面本部担当管理官 サイバーセキュリティ対策本部管理官 警察学校庶務部長 関 東管区警察局神奈川県情報通信部通信庶務課課長代理 関東管区警察局神奈川県情 報通信部情報技術解析課課長代理 その他幹事長が指名する者